

# クリーニング所（無店舗取次店）の衛生措置基準等について

「無店舗取次店」とは、クリーニング所を開設しないで、洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗のことをいいます。 **【福岡市クリーニング業法施行条例第2条】**

## 1 衛生措置基準

**【法第3条】**

- ・業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。））並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。

## 2 利用者に対する説明義務

**【法第3条の2、施行規則第1条の2】**

- ・営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- ・営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところ（※）により、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。  
※苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配付する。

## 3 従事者講習について

**【法第8条の3、施行規則第10条の3】**

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

研修受講人数：（従事者数÷5）人 ※1人未満の場合は1人、端数が出た場合は切り上げ。

研修受講時期：①無店舗取次所営業開始日から1年以内に1回

②前回受講日から3年ごとに1回

※クリーニング師研修受講者は、従事者講習を受講したものとみなす。

各区保健福祉センター衛生課	環境係	連絡先					
東区	TEL 092-645-1112	FAX 092-645-1114	城南区	TEL 092-831-4219	FAX 092-843-2662		
博多区	TEL 092-419-1125	FAX 092-434-0007	早良区	TEL 092-851-6602	FAX 092-822-5733		
中央区	TEL 092-761-7351	FAX 092-761-8280	西区	TEL 092-895-7094	FAX 092-891-9894		
南区	TEL 092-559-5161	FAX 092-559-5159					

平成26年4月1日作成